

舞鶴市総合文化会館友の会 会則

(名称)

第1条 本会は、舞鶴市総合文化会館友の会（以下「友の会」という）と称する。

(目的)

第2条 友の会は、市民の文化芸術への参加の機会を確保するとともに、会員が舞鶴市総合文化会館（以下「会館」という）の活動を支援し、地域文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、前条の目的のため次の事業を行う。

- (1) 公演情報の提供
- (2) 友の会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 友の会に関する事務取扱及び決定事項は、舞鶴市総合文化会館事務局が行う。

(会員)

第5条 「友の会」の会員（以下「会員」という）とは、前条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、事務局が定める申込み手続きをした個人をいう。

(会費・会員特典)

第6条 会員の年間費は、1,000円とする。

- 2 会員は、次の特典を受けることができる。
 - (1) 指定する事業の入場券の割引 *友の会会員本人のみ
 - (2) 指定する事業の入場券の先行発売 *数量の限定有
 - (3) コンサート、催物に関する情報の提供
 - (4) 陶芸館利用割引チケット 2枚
- 3 一旦支払われた会費はいかなる場合でも返還しない。

(会員資格の有効期間)

第7条 会員の有効期間は、加入日から加入年度の3月31日までとする。

(会員証)

第8条 会員には会員証を発行する。

- 2 会員証の利用は本人のみとし、他人に転貸または譲渡することはできない。
- 3 会員が会員証を紛失、または盗難にあった場合には、直ちに事務局に届け出るものとする。
- 4 会員が会員証を紛失、または盗難その他の事由により会員又は管理施設に損害が生じ

た場合、会員がその損害の責任を負うものとする。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、届出事項に変更が生じた場合は、直ちに事務局まで届け出るものとする。

- 2 前項の届出がない場合、事務局からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても会員は異議を申し立てることができない。

(退会等)

第10条 会員は、退会を希望する際には事務局に届け出を行い、会員証を返却するものとする。

- 2 会員が虚偽の申告、代金の未払い、その他運営上支障があったと事務局が認めた場合には会員資格を取り消すことができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 本会に提出された個人情報は、事務局が運営に関することに限り使用し、他に転用・譲渡しない。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更が生じた場合は、事務局から会員へ通知することとする。

- 2 その他、規約に記載されていないものに関しては、事務局がこれを定める。

(設立年月日)

第13条 本会の設立年月日は令和3年4月1日とする。

附 則 この規約は令和3年4月1日から施行する。